

事 務 連 絡
平成 17 年 2 月 9 日

各局（部）規制改革担当官 殿

大 臣 官 房 総 務 課
政策統括官付社会保障担当参事官室
政策統括官付労働政策担当参事官室
政策統括官付政策評価官室

厚生労働省における規制影響分析の試行的実施について（依頼）

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、及び内閣府規制改革・民間開放推進室の依頼を踏まえ、厚生労働省においては、別紙実施要領により規制影響分析の試行的実施を行うこととしたので、宜しく取り図られたい。

厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領

1. 趣旨

本要領は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、及び内閣府規制改革・民間開放推進室の依頼を踏まえ、厚生労働省における規制影響分析の試行的実施のための方法等を明らかにするものである。

なお、本要領による規制影響分析の試行的実施は、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日厚生労働大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。)6の(3)のニの(イ)の規制の新設等を目的とする政策の評価手法の開発に資するものとする。

2. 実施対象

規制影響分析の試行的実施の対象は、次の①又は②に掲げる規制とする。ただし、当該規制に関し、政策評価基本計画に基づく総合評価方式による政策評価を実施する場合は、この限りでない。

- ① 法律の制定又は改廃により設定又は改廃される規制
- ② 政令の制定又は改廃により設定又は改廃される規制であって、パブリック・コメント手続(「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)に基づく手続をいう。以下同じ。)を実施するもの

3. 実施方法

- (1) 規制の担当部局等(政策評価基本計画にいう担当部局等をいう。以下同じ。)は、当該規制に係る部局と調整の上で規制影響分析を実施し、別表に掲げる規制影響分析書様式により、その分析結果を規制影響分析書(以下「分析書」という。)として取りまとめ、査定課(政策評価基本計画にいう査定課である政策統括官付参事官室をいう。以下同じ。)及び政策評価官室(政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。)に提出する。
- (2) 政策評価官室は、分析結果について技術的助言等を行う。
- (3) 査定課は、提出された分析書を参考に審査を行い、規制の設定又は改廃に反映させる。
- (4) 規制の担当部局等は、政策評価官室の技術的助言等及び査定課の審査を経て修正を加えた分析書のうち、2の①に掲げる規制に係るものについては当該規制に係る法律

案が国会に提出されるまで又は国会に提出された後すみやかに、2の②に掲げる規制に係るものについてはパブリック・コメント手続と同時にその付帯情報として、公表する。

- (5) 規制の担当部局等は、2の①に掲げる規制に係る分析書については公表と同時に、2の②に掲げる規制に係る分析書についてはパブリック・コメント手続の終了後、当該手続が終了した旨とともに、政策評価官室に通知する。政策評価官室は、当該分析書を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知する。

4. 法令審査との連携

大臣官房総務課及び政策評価官室は、2の①及び②に掲げる規制について、それぞれ法令審査及び規制影響分析の観点から、情報の共有に努めるものとする。

5. その他

- (1) 本要領は、2の①に掲げる規制については第162回国会（常会）以降の国会に提出される法律案に係るものから、2の②に掲げる規制については平成17年2月9日以降にパブリック・コメント手続を実施するものから適用する。
- (2) 本要領は、規制影響分析の試行的実施の実績等を踏まえて見直しを行うものとする。また、当該見直しの際には、規制影響分析のレビューの実施のための方法等について、併せて検討するものとする。

別表 規制影響分析書様式

規制影響分析書(設定・改廃)

規制の名称	〇〇に関する届出制の導入(〇〇に関する認可制の緩和)			
担当部局等	厚生労働省〇〇局〇〇課 (関係部局等)厚生労働省△△局△△課	電話番号: 03-****-**** 電話番号: 03-****-****	e-mail: ****@****.go.jp e-mail: ****@****.go.jp	
公表日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
規制の内容・目的	根拠条文			
想定され得る 選択肢	◆選択肢1:	〇〇に関する届出制の導入		
	◆選択肢2:	〇〇に関する規制の撤廃		
	◆選択肢3:	〇〇に関する規制の現状維持		
	◆選択肢4:	(その他)		
期待される効果 (望ましい影響)	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合
	国民への便益	国民への便益については、***。(効果分類:)	国民への便益については、***。(効果分類:)	国民への便益については、***。(効果分類:)
	関連業界への便益	関連業界への便益については、***。(効果分類:)	関連業界への便益については、***。(効果分類:)	関連業界への便益については、***。(効果分類:)
	社会的便益	社会的便益については、***。(効果分類:)	社会的便益については、***。(効果分類:)	社会的便益については、***。(効果分類:)
想定される負担 (望ましくない影響)	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	実施に要する負担(行政コスト)については、***。(負担分類:)	実施に要する負担(行政コスト)については、***。(負担分類:)	実施に要する負担(行政コスト)については、***。(負担分類:)
	実施により生ずる負担(遵守コスト)	実施により生ずる負担(遵守コスト)については、***。(負担分類:)	実施により生ずる負担(遵守コスト)については、***。(負担分類:)	実施により生ずる負担(遵守コスト)については、***。(負担分類:)
	その他の負担(社会コスト)	その他の負担(社会コスト)については、***。(負担分類:)	その他の負担(社会コスト)については、***。(負担分類:)	その他の負担(社会コスト)については、***。(負担分類:)
各選択肢間の比較(分析結果)	以上の選択肢について比較分析を行った結果、***であり、〇〇に関する届出制の導入が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。(※効果分類及び負担分類を得点化し、合計比較してもよい。)			
備考	〇〇審議会答申(平成〇〇年〇〇月〇〇日)において△△となっている。			
レビュー時期	平成〇〇年〇〇月末までに行うものとする。			

(注1) 効果分類については、「A: 現状より望ましい影響が増進する場合」、「B: 現状と変わらない場合」、「C: 現状より望ましい影響が減少する場合」として、A~Cのいずれかを記入する。

(注2) 負担分類については、「A: 現状より望ましくない影響が軽減される場合」、「B: 現状と変わらない場合」、「C: 現状より望ましくない影響が増加する場合」として、A~Cのいずれかを記入する。

(注3) 本分析書は、「厚生労働省における規制影響分析の試行的実施に関する実施要領」に沿って試行的に作成したものであり、計測指標等について今後変更される可能性がある。